

令和 7 年度第 2 回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

令和 7 年 1 月 17 日

板橋区 区政情報課

令 和 7 年 度

第2回情報公開及び個人情報保護審議会

日 時：令和7年11月17日（月）

午後3時00分～午後4時00分

会 場：南館4階 災害対策室A B

○区政情報課長 それではお時間になりましたので、ただいまから令和7年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を始めさせていただきます。

会議を始める前に、皆様にお伝えさせていただくことがございます。

当審議会委員の高木祥勝様が、去る8月1日にご逝去されました。高木委員におかれましては、平成21年から24年以上にわたり、本審議会の委員として板橋区の情報公開及び個人情報保護制度の向上に多大なるご貢献をいただきました。突然の訃報に接し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

配付資料につきましては次第に記載のとおりでございます。資料につきましては事前に郵送させていただいておりますが、資料の過不足等ございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、これから会議の進行につきましては佐藤会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご紹介を賜りましたように、高木委員がご逝去ということでございまして。ちょうど第1回の審議会が終わりまして1週間ほどということでございまして、最後にお別れするときに、ちょっと全身に痛みが出てしまってどうしたものだか、医者によく診てもらわないといけないんですというふうにおっしゃって、ちょうど、その前のエレベーターでございましたけど、お別れしたのが、最後になってしまいました。本当に高木先生には、大学の先輩でもおられますので、いろいろとご指導いただいたところでございます。私からも併せてお悔やみを申し上げたく存じます。若干お時間いただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和7年度第2回の情報公開及び個人情報保護審議会

を開会いたします。

本日は傍聴希望のお申出はなかったということを事務局から受けておりますので、それに関する手続はございません。

本日の議題は、「特定個人情報保護評価」についての諮問と、事務局からの報告事項が2件でございます。効率的に議事を進めてまいりたいと存じますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、まず最初に議題の審議に入りますけれども、板橋区長から本審議会の会長に宛てまして、「特定個人情報保護評価における第三者点検の実施及び特定個人情報保護評価書の評価について」諮問がございましたので、別添の諮問書の確認をお願いいたします。

本日ご審議いただきますのは、「児童に対する手当及び医療に関する事務」重点項目評価書に係る特定個人情報保護評価の再実施になります。

なお、この後に予定しております報告事項のうち、「小委員会審議状況報告」につきましては、特定個人情報保護評価について本年9月1日に開催しました小委員会の報告でありますので、本件議題と併せて報告するということで、効率化を図りたく存じます。

それでは、小委員会における評価書の第三者点検の結果も併せて、事務局からご説明をお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、議題、特定個人情報保護評価につきまして、報告事項1、小委員会審議状況報告と併せて説明、報告させていただきます。

資料1－1、A4判横の資料、重要な変更に伴う評価書変更箇所一覧をご覧ください。

本日ご審議いただく内容は、「児童に対する手当等及び医療に関する事務」の一部を外部委託するにあたり、当該事務の特定個人情報保護評価書、重点項目評価書に重要な変更が生じたことにより、評価書の再実施を行う必要があるため、その変更の内容を本審議会に諮問するものです。

第三者点検にあたりましては、本審議会で設置している小委員会におきまして、評価書の再実施に伴い変更した箇所と既存の内容の整合という観点を中心に評価、確認いただきました。

それでは、具体的に説明させていただきます。

項番3、外部委託する業務、（1）児童福祉手当に関する業務では、①から③の3事務、（2）医療費助成に関する業務では、①から③の3事務となります。

初めに、事務の内容を簡単にご説明させていただきます。

資料1-1、5ページにお進みください。図1をご覧ください。児童福祉手当の申請、認定・変更・喪失等に係る事務の手続の流れになります。

楕円形が区民、実線の長方形が区の職員、点線の長方形に囲んだ部分が今回新たに委託する受託事業者の取り扱う事務となります。

まず、区民が児童福祉手当の申請等を行う場合、書類を窓口に提出し、受託事業者が受付・説明を行います。書類の受付確認を受託事業者が行った後、授受簿に入力し、受付の確認を区職員が行います。その後、右端の下、システム入力、通知作成・封入、※が後ろに書いてございますけど、そちらの一般的なものにつきましては受託事業者が行います。

ただし、※印に記載させていただいているように、区職員が一部実施する場合がありますて、その内容は次のページ、6ページの図1別表、右側の欄に記載しているところでございます。特殊案件の場合、DVなどの場合、また領収書の枚数が極端に多いなどの特殊案件の場合でございます。こちらは一部、区職員が実施するということでございます。

ここに示させていただいたシステム入力につきましては、特定個人情報ファイル、特定個人情報、すなわちマイナンバーが記載されたファイルの更新作業となります。その後、入力内容を再確認し、通知書類等を区の職員が発送いたします。こちらが図1の事務の手続の流れとなります。

続きまして7ページ、図2をご覧ください。現況届に関わる事務、ひとり親医療費助成制度現況届に係る事務についての事務の流れでございます。

中ほど、受託事業者につきましては、区民からの届出書の受付、仕分・初期チェック、システム入力、審査・確認、結果通知作成準備、書類審査、書類整理などを行います。右回り、時計回りに事務が進んでまいります。この事務におきましても、右の最下段に吹き出しで記載したとおり、特定個人情報ファイルを更新する作業を受託事業者に行っていただきます。これはシステム入力ということで、システム入力、審査・確認などということでございます。

続きまして、8ページにお進みください。図3では、医療証の発行に係る事務

を示しています。

新たな医療証の発行につきましては、既に別の事業者に封入・封函、発送作業を委託して実施しております。今回の窓口一部委託事業者には、年度更新などで一斉に用紙を送付した後に申請があった場合の追加発送や転入者の対応分、またOV字手入力分などのシステム入力、印刷、封入を行ってもらいます。

また、図の左最下部に記載していますように、特定個人情報ファイルの更新を行います。

具体的な評価書の変更箇所は、資料1－1、2ページから4ページまで、左端にナンバーを記載してございますが、No.1からNo.9まで、9項目となります。この重要な変更の箇所、内容につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、9月1日に実施した小委員会におきまして詳細にわたりまして委員の皆様にご確認、ご検討いただきおりまして、小委員会における意見を踏まえて修正した変更内容を、本日の審議会にご提示させていただいております。

表の右端の行に、小委員会の協議内容を反映した記述を記載しております。小委員会の審議状況につきましては、資料2として概要報告させていただいております。

それでは、評価書の主な変更箇所を説明いたします。

2ページに戻りまして、資料1－1、2ページ、変更する項目、変更前の記載、それから変更後の記載、さらに小委員会後変更後の記載を一覧表にしております。

No.1と2につきましては、委託件数の総数が、これまでの2件から、今回の新たな窓口委託ということで、3件に変更しております。

また、特定個人情報ファイルの取扱いの委託として、板橋区子育て支援窓口受付業務委託を追加して記載しております。

これを実際に資料1－2の重点項目評価書で確認いたしますと、恐れ入りますが、資料1－2、縦判でA4の資料、ちょっと分厚いものですけど、ご覧ください。資料1－2、重点項目評価書でございます。

9ページからが児童手当等ファイル、また17ページからは子ども医療費助成ファイルの概要を記載しております。

11ページの児童手当等ファイルの特定個人情報ファイルの取扱いの委託をご覧いただきたいと思います。こちらの最上段、網かけでお示ししておりますが、

こここの委託の有無ということで、今回委託する（3）件、これが先ほどお話しいたしました、2件を3件に変更しているというものでございます。

また、同様に、子ども医療費助成ファイルにつきましても、19ページ、こちらは医療費助成の方のファイルになりますけれども、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、最上段、従前2件のものが3件というふうになっています。

それでは、これからは児童手当等ファイルの子育て支援窓口受付等業務委託のところだけ、説明させていただきます。

11ページにお戻りいただきまして、網かけ部分、委託事項3、こちらは網かけになっておりますが、真ん中より下です、ここに今回新たに委託する子育て支援窓口受付等業務委託の項目を追加しております。①委託内容、②取扱者数、③委託先名、④再委託の記載を追加しています。

これが評価書の一覧表、資料1-1、評価書の変更箇所の一覧表ではNo.3からNo.6まで、今お話しした重点項目評価書の網かけ部分のところが同様に追加の変更箇所を示してございます。

子ども医療費助成ファイルにつきましても、同じように19ページから、網かけ部分に同様の形で記載しております。

次に、資料1-1、評価書変更箇所一覧表の3ページをご覧ください。

No.7、8、9ではリスク対策を追加しております。

評価書の資料1-2では、23ページの一番下の段、そちらのところにユーザー認証の管理、具体的な管理方法を記載していくまして、こちらは小委員会でご意見をいただきましたので、その意見に沿って、この記載となっております。

具体的な管理方法の黒丸ポツの5番目が追加されております。

また、重要項目評価書の24ページにお進みいただき、網かけ部分、真ん中より下の網かけ部分、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保というところでは、十分に行っているというふうな記載をさせていただいております。

また、その下、具体的な方法として、小委員会でご意見をいただきました記載を加えまして、一覧表では4ページのNo.9の小委員会後変更後の記載をそのまま、「再委託が必要な場合は、委託先からの書面により、再委託の必要性について事前に確認し、承認を行っている。再委託を行う場合には、委託と同様の機密

保持契約の遵守を規定している。また、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている」と評価書に記載しております。

保護評価の再実施に伴う評価書の変更箇所については、以上となります。

続いて、改めまして資料2の小委員会の審議状況を、簡単にご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

小委員会の開催日時、開催場所、出席者は記載のとおりです。佐藤会長、岩隈副会長、飯塚委員にご審議いただきました。

議題、小委員会の目的につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりです。

続きまして、審議概要をご覧ください。

資料1-1、重要な変更に伴う評価書変更箇所一覧につきましては、図1につきまして、事務の流れ、図1につきまして、アからオの5点の質問・ご意見がございまして、図を委託事業者の事務中心に修正したほか、特定個人情報ファイルへのアクセス箇所を明確に記載いたしました。

図3につきましては、追加分・手入力分対応の説明を加えたほか、委託事業者の取扱事務を分かりやすく記載いたしました。

資料1-2の重点項目評価書につきましては、委託事項3について、2点質問がございました。

委託先につきましてはプロポーザルで選定した後、事業者名は、ほかの二つの業務と同様に、年1回の評価書の見直しの際、軽微な修正として事業者名を記載することとする旨、回答してございます。

また、具体的な管理方法、特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保、保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置について、修正文書を具体的にお示しいただいておりまして、記載のとおり、修正してございます。

そのほか、2ページの一番下の部分になりますけれども、資料1-2のイのところで、委託期間、この一部窓口委託が始まる委託期間はいつなのかとご質問がございましたので、契約開始は令和7年1月から、委託開始は8年2月から3年間の予定であるというふうな回答をしております。

小委員会の審議状況の報告につきましては、簡単でございますが、説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

まず、ご審議いただきます前に、私の方から2点ほど、お諮りしたいといいましょうか、ご相談したいということがございます。

まず1点目なんですが、手続的なことで恐縮ですが、資料1－2をご覧いただきまして、先ほどの11ページですね、件数が2から3に変更がありましたと記載があったページでございますが、実は、その委託事項1、児童福祉システム云々というところをご覧いただきますと、委託先名に株式会社アイネスという固有の企業名の記載がございます。実は私、この会社の独立社外取締役でございまして、本日の議題は、ここに委託することの可否ということではないわけでございますので、そのような立場にあるということが直接、当審議会の中立性、公正性を害するということにはならないかと思いますけれども、万が一、ご懸念を感じられる委員がおられるようでしたら、私、本件につきまして議長を降りて、岩隈副会長に議長をお願いするという対応を取る用意がございますが、このまま議長を続けてもよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 よろしいですか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。それが、まず1点目でございます。

2点目は、何をご審議賜りたいかということなんですけれども、ちょっともう一回整理させていただきますと、当区におきましては、もともと個人情報保護法という法律ができる前の段階から、区の条例によりまして個人情報の保護に注力してきたところでございますが、国において個人情報保護法が制定され、そしてこの間の改正において、それまでは地方公共団体に対しては国の法令は直接適用がない、条例に基づくということだったわけですが、それが改正されまして、国の法律が直接、地方公共団体にも適用があるということになりました。

その段階において、従前は当審議会に様々なことを事前に諮問いただいて、その上で実施機関において慎重を期していろんなことを決定されるという手順があったんですけども、国の法令の規定によりまして、全国的な統一性というものを見保るために、そのようなやり方ではなくて、実施機関において国の法令と

の適合性等を自ら判断して行政事務を行い、こういったタイプの審議会については事後的に報告をするというやり方で安全性を確保せよというふうに変更がなされました。

これ自体、いろいろ議論があるところでございまして、研究者としての私としては、あまり好ましくない法改正であるというふうに思わないでもございませんけれども、現状はそうでございますので、それはそれに従っているということをございます。

ところが、それとは別にもう一つ、特定個人情報の保護に関するルールを定めた法律がございます。いわゆるマイナンバー法という法律でございまして、これは今ご紹介しました包括的な個人情報保護法とは別の法律なんですね。このマイナンバー法の規定によりますと、マイナンバーを含む情報処理を行うについては、実施機関はあらかじめリスクの洗い出しをして、それにどのように対処するのかということを定められた様式の文書に書き起こし、それを個人情報保護委員会に提出することを事前に行うという、こういったルールがございます。その事前チェックのところについては第三者機関を入れて、きちんと監督を受けなさいということになっております。

その事前チェックを行う機関を、自治体によっては、こういった個人情報保護審議会ではなくて、専門的な別の機関に出すということもあるんですけども、当区の場合には、これをもともとございました個人情報保護審議会が兼ねるということになっております。

ただ、今、資料を見ていただいてお分かりのように、非常にテクニカルな案件が多いもので、当審議会の下に小委員会というものをつくりまして、その小委員会で、今ご紹介いただきましたような、かなり細かい議論をした上で、その報告書等を当審議会に上程して、その上で決定いただくと、こういう慎重な手続を取っているということでございます。

事前チェックをどういうタイミングでやるのかと申しますと、もちろん一番最初は、マイナンバーを使った事務が始まったときに全件のチェックを行ったわけですけれども、その後は、二つございまして、一つは一定の期間が経過すると、もう一回見直しになります。

時の変化に伴ってリスクが変わってくるということもございますので、一度や

ればいいということではなくて、恒常的な見直しが行われるというのが一系列ございます。

それとは、もう一つ別に、本日のように運用を変更すると。今回の場合には、委託事業者に一部の仕事をお願いする、これによってリスク状況が変化するということですので、こういった場合に、もう一回チェックを行うことをしようということで、先ほど実施日についても、資料2に基づきまして課長の方からお話をございましたように、これは事前になっているということですね。令和7年12月から実施する事柄について、11月段階で、あらかじめこれをお伺いすることになるということで、通常の個人情報保護法に基づきます審議手続とは、特定個人情報保護に関する手續というものが異なっておりますので、その点、若干補足的にご紹介申し上げました。

ここまで、よろしゅうございましょうか。ちょっと立てつけが非常に複雑で分かりにくくて恐縮なんですが、今日お願いするのはそういう議題であります。

そこで、ご審議を賜る前に、まず私は小委員会の委員長も兼ねておりますので、先ほど課長からご報告いただきました審議状況報告というもの、このような審議を行った結果、小委員会として得られた結論について、ご報告申し上げます。

小委員会としての答申案でございますけれども、「児童に対する手当及び医療に関する事務」重点項目評価書に関し、重要な変更を加えることによる再実施に対し、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い、個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項について適切に評価するとともに、リスク対策を講じられていることが確認されたため、本件評価書を承認するということでよろしいだろうというのが小委員会の結論でございますので、このような結論でよろしいかどうかをお諮りするというのが本日の議題ということになります。

承認するという結論を出す前提として、実施機関、具体的には担当課は子育て支援課でございまして、課長にもお越しいただいておりますけれども、ご用意いただきました、もともとの評価書について、ただいま区政情報課長の方からご紹介いただきましたような修正案をこちらで提示し、そしてそれを受け止めていただいて修正を加えた上で、このような修正がなされれば本件評価書は承認してよろしいと、こういう結論に至ったということでございます。

すみません、説明が長くなってしまいまして恐縮でございました。

ということで、このようなことでよろしいかどうかということでお諮りいたします。どうぞご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

新しい委託事業そのものにつきましては、子育て支援課長にお越し頂いておりますので、そういうことであれば、私ではなく、課長の方からお答えいただけますし、審議のプロセスその他については、私の方からお答えいたします。

○小林委員 一つだけ。

○会長 どうぞ、小林委員、お願いします。

○小林委員 一つだけですけれども、資料1－1の中の3ページに再委託について書いてあります、「再委託していない」というのが、小委員会後に「十分に行っている」に変更になっている部分がありますが、これは今後、再委託することを前提に置き換えたということなんでしょうか。

○会長 これは、まず区政情報課長、いいですか。

○区政情報課長 先ほど不十分な説明で大変申し訳ございませんでした。

こちらにつきましては、このたびの新たな業務委託で3件目となります。前2回のものにつきまして再委託しておりました。そちらが今回的小委員会等のチェックで判明いたしまして、再委託していないという記載が誤りということが判明いたしまして、ほかの二つのものについて再委託しているということに改めさせていただいたものでございます。ですので、これから新しい新業務については今のところ再委託をしないということになります。そちらを明確に記載させていただいております。

説明は以上です。

○会長 小林委員、よろしくございますか。

本来は一番最初の段階でこれを発見していなきゃいけないのが、見直しの段階で発見されていますので。定期的にこういったチェックを繰り返すことによって、こういったエラーが少しずつなっていくことの一つの事象となってございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、おばた委員。その後、寺田委員、お願いします。

○おばた委員 ありがとうございます。

ちょっと1件、小林委員の質問の続きになるんですが、そもそもは、いわゆる評価の中で再委託しないということでスタートしていたんですけども、これは何か理由があったのかどうなのかということを。

実は再委託していましたということに対する安全性といいますか懸念という部分について、既にこれはもう契約をしているんだから次のときには改めて改めますよということなのか。いや、やっぱり当時の基準は今の現状と照らして、やはり再委託してもよいというような判断に至ったということなのか。そこら辺についてお伺いします。

○会長 ありがとうございます。

これは、どちらからお答えいただけますか。

○IT推進課長 IT推進課長の方からお答えいたします。

ちょっと当時の経緯が明確には確認できていないところなんですねけれども、再委託の手続自体は適正に行われていましたので、その点を今回改めてこちらに記載するという形で対応させていただければと考えております。

○会長 どうぞ、おばた委員。

○おばた委員 そうすると、今のお答えですと、再委託は、もともとしてもよかったですという理解ということでよろしいですかね。

○IT推進課長 そうですね、ちょっとすみません、区の方で再委託をする場合の手続自体は決まっていたので、そこは適正に行われていたかと思うんですけども、保護評価書上での記載に誤りがあったという認識でございます。そこは申し訳ございません、こちらの手違いというか、ミスでございました。

○会長 おばた委員、どうぞ。

○おばた委員 そういうことでしたら承知いたしました。

もう一点は、ちょっと手続上の事務についてなんですが、図1でも、どれでもよいんですけども、今回新たに受託事業者が行うといわれるシステム入力ですか、特定個人情報ファイル更新という作業のことが書いてあるんですが、具体的なイメージなんですが、これは本当にユーザーが、何か特定個人情報ファイルというものを直接更新するという作業になるのか。

何を言っているのかといいますと、大体こういったハイセキュリティなファイルというものは、ファイルを直接更新するわけではなくて、ファイルを更新する

用のファイルを作ってバッチ処理で対応させるですか。直接、更新する人が、例えば5とするべきところを6と保存してしまうとか、そういうことを防ぐような、大体、業務として対応するのが一般的かなというふうに思うんですけども、更新というのは、具体的にどのように更新をなされるのか。

それからもう一点は、そういう業者、もしくは人による瑕疵といいますか、ミスによる更新ということをどのように防いでいらっしゃるのか。そういうご心配はないよということであれば、それで結構なんですけれども、以上について教えてください。

○会長 ありがとうございます。

じゃあ、子育て支援課長、お願いします。

○子育て支援課長 子育て支援課長でございます。

基本的にシステム入力をまずしていただいて、その後、職員の方でチェックさせていただきますので、履歴をどんどん更新していくような形で、チェックの方は厳重にやっているところでございますので、引き続き厳重にやってまいります。

○会長 どうぞ。

○おばた委員 ということは、手で直しているという、そういう理解ということですね。分かりました。

今回、今の現時点ではそれで、厳重にダブルチェックを人的になさっているということで理解したんですけれども。こういった処理は、やっぱりミスが生じますので、そういうものを、人為的ミスを防ぐ仕組みというのをやっぱり進めていただいた方がいいのかなというふうに思いますので、一応それだけ付言させていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございました。

それでは寺田委員、引き続きお願いします。

○寺田委員 よろしくお願いします。

簡単な確認で、今のに関連しまして、ファイルで入力対象となる項目なんですけれども、例えば資料1－2の21ページ、22ページに、それぞれファイルの中身の項目が列挙されておるんですが、受託業者の従事者の方は、これを全て改変できるというか、入力できるものなのか。それとも、例えば子ども医療費助成ファイル、22ページの中でも、子ども医療費の申請とか、あとは改変とか、そ

ういったものが届出されると思うんですが、その申請書の項目に限られていじれるのか、その確認だけです。

○会長 子育て支援課長、お願ひします。

○子育て支援課長 子育て支援課長です。

今おっしゃったように21ページ、22ページに記載されている内容については、受託業者の方で更新していくような形になります、この記載の項目のみです。

○会長 ごめんなさい、ここに記載されている項目は全体、どこであっても修正権があるアカウントを使うということですか。今のご質問は、そういうご趣旨だったと思うんですけど。この中で特定の項目に制限されるとかマスクがかかっている状態なのか、それとも、この項目は触ろうと思えば全部触れるという状態ですかというご質問でしたが。

○子育て支援課長 触ることは可能でございます。

○会長 寺田委員、どうぞ。

○寺田委員 分かりました。おばた委員の話の続きで、そのチェックの方法、漏れのないような確認をしていただければなというふうに思いました。

あと、もう一点だけなんですけれども、フロー図が書いてある資料1-1の3ページ、例の委託事業者のユーザーIDと指の静脈データ、入替え時ということで、消去していくということですので、情報を消去するのは区の職員の方でよろしいかどうか、受託事業者の従事者の入替え時にきちんと報告がなされるのか。その確認です。

○会長 どうぞ、課長。

○子育て支援課長 子育て支援課長です。

区の職員の方できちんと的確にやってまいりますし、入替えのときにつきましては、名簿等で、きちんとデータを確認させていただくようにいたします。

○寺田委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございました。

ほかの委員いかがでございましょう。よろしいですか。

それでは追加のご発言がないようございましたら、ただいまのところ、承認に対して、すべきではないというご発言がなかつたと理解いたしました。これらの答申案について、このまま、国の個人情報保護委員会にファイルするようにと

ということで、実施機関、区長の方に答申するということにしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。そのようにいたします。

その後でございますけれども、審議会での答申を基に区長が評価書の決定という手続をされまして、計画管理書と併せて、国の個人情報保護委員会に提出し、これはネット上で公表されるということになります。ということで、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

まず、情報公開及び個人情報保護審査会の答申及び審査庁裁決について、事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 資料3、情報公開及び個人情報審査会の答申及び審査庁裁決について、ご報告いたします。

I、答申の概要をご説明いたします。

令和5年5月15日から19日に、板橋区内民間保育施設の運営事業者から区に提出のあった保育内容に係る通報に関する調査報告書の公文書公開請求について、令和5年6月9日付、板橋区長が行った公文書非公開決定処分を取り消すとの裁決を求める審査請求でございます。

まず初めに、どのような公文書公開請求か、簡潔にご説明させていただきます。

区内の民間保育施設におきまして不適切な保育事案があったという通報が区にございまして、区はその通報事案の事実確認のため、当該保育園から任意に提出された調査報告書の公開を求めました。

この公開請求のあった公文書、すなわち調査報告書につきましては非公開とされ、本日の個人情報保護審議会の審議内容は議事録で公開されるということでございますので、報告書の内容はここで詳しくご説明できないことをあらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、2ページにお進みください。

項番4番、審査経過でございます。

令和6年9月6日、板橋区長からの諮問を受けまして本審査会で審査を行い、令和7年2月4日、5月9日に計2回審査会を実施し、答申案をまとめておりま

す。審査会の結論は、「本件処分は妥当であり、これを維持する」です。

その理由を説明させていただきます。3ページに、参考といたしまして板橋区情報公開条例の該当条文を掲載していますので、適宜参照していただければと存じます。

まず、板橋区情報公開条例では、区民の知る権利を尊重し、公正で開かれた区政全般の推進のために公文書公開を原則といたしております。一方で、第6条で、個人や法人を尊重するという立場から非公開とする情報、その例外を定めているところです。

2ページの理由のところをご覧ください。

一つ目の理由といたしまして、個人に関する非公開情報に該当するかどうかでございます。この報告書、この文書には保育に従事した者の個人名だけではなく、事案当時の情報など、個人に関する情報が書かれていて、それらは非公開情報に該当いたします。また、審査請求人は、1ページの3、審査請求の内容の理由の(1)のところで、ア、イ、ウのいずれの号に該当するため非公開とするのか不明と主張しておりますが、この解釈が間違ってございまして、ア、イ、ウを公開する事項としたものであると誤った解釈をしているものでございます。

二つ目の理由です。法人等に関する非公開情報に該当するかどうかです。この文書を公開した場合、客観的に見て、法人の事業活動に支障があるか、また、この文書はあらかじめ公にしないという条件をつけて報告したものではないが、文書の性質や状況を判断すると、当然、公にされないと考える文書であるとしています。

三つ目は、区の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報かどうかです。この文書を公開すると、区の事務事業の適正な遂行に実質的な支障を生ずる可能性が認められるとしております。

最後に、(4)文書全体を非公開とすることについてです。この文章の一部でも公開をすると、報告者が文書作成の際、選別して作成する可能性が出てまいりまして、実態解明を目的とした報告書の役割を果たすことができず、区の保育行政に支障を来すことも懸念されるとして、全体として非公開とするとしております。

この審査会の答申を受けまして、審査庁裁決といたしまして、審査庁である板

橋区長は令和7年7月10日付で、本件審査請求を棄却するという裁決を行い、その旨、審査請求人に通知いたしました。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

ご意見、ご質問等ございましたら承りたく存じますけれども、その前に1点だけ。この案件が出るときには常に同じことをお願いしておりますが、この審議会の議事録は文字起こししまして、インターネット上で誰でも読めるということで、毎回、読んでいただけるといいなということで、皆様向けというか区民向けに説明しているわけでございますが、お許しください。

条例に基づきまして、情報公開と個人情報に関する審議会とは別に、審査会という組織が置かれております。役割が異なっております。審査会の方は、個別の案件について区が行った決定に不服がある場合に審査請求ができるわけですけれども、この審査請求を実施機関が行うに際して専門的な見地からアドバイスを行う、そしてそのアドバイスには法的な意味での拘束力はありませんけれども、これを尊重することが求められる、こういう関係でございます。当審議会はそのような機能を持っておりません。当審議会が持っておりますのは、制度全体についてのメンテナンスということでございます。

そういたしますと、この案件は、今、区政情報課長からも承りましたけれども、その趣旨は何かと申しますと、簡単に言いますと、審査会が第一審裁判所の役割で、ここが上級審、控訴審だということではないわけです。もう一回ここで改めてチェックをしてということではございませんで、審査会の方で、このような条例解釈等に基づいて判断されたわけですけれども、それは条例の方がおかしいんじゃないのか、条例を改正すべきではないかといったようなことが発見されるきっかけにもなり得るわけです。現行の条例が問題を抱えている、それがゆえに審査会はこのような結論になったのではないか、であれば条例を直した方がいいよねというようなことは、審査会の立場では言うことがなかなか難しいといいましょうか、基本的にはそれは職責ではないわけで、私どもの審議会はそれができますので、そのような観点から、個別案件から総論に戻して制度全体を改善するというヒントがあれば、ここで皆さんで議論をする、そういったような趣旨でご報告をいただいているものでございます。

ということで、今回の場合は、具体的な条例の当てはめに關しまして審査会が行った結論が示されておりまして、条例そのものについて、幾つかの条項の解釈というのも問題となっております。そういう意味で、この情報等について、何か難点、問題といったものがあれば当審議会でも継続的な審議対象とするべきだ、こういうことになるわけでございます。

ということで、それを前提といたしまして、何かお気づきの点等々ございましたら、ご発言いただければと存じます。いかがでしょうか。

どうぞ、河野委員、お願ひします。

○河野委員 すみません、お気づきの点というのとはちょっと違うんですけれども、今回の件を理解するための質問ということで。

令和5年に何かしら不適切なことがあったよという通報があつて、それに対して、じゃあ調べてくださいといって、それを調べた保育施設が出したものがあつて、それに関して、それを公開してくださいという話だと思うんですが、その後、その報告があつた後に、例えば区で、確かにそういうことがあつて、何か処分とか指導とかがあれば、一般の人にも内容が公開されるものなんでしょうか。

何というか、一般人として、何かあつたんだったら、普通に区民として、どこで何があつたのか、知りたいとは思ったけれども、調査した結果、何でもなかつたんだったら、風評被害を防ぐために、個人情報もあることですし、公開しないという、この処分そのものは全然おかしくないと思うんですが、実際に何かあつて、問題があつた場合には、きちんと皆に分かるように何か公表されるものなんでしょうか。

実際に今回の場合は、その後どうだったのかなということを、ちょっと理解するためには知りたいなと思います。

○会長 ありがとうございます。大変重要なご指摘でございます。

区政情報課長、お分かりの範囲内でお答えいただけますか。

○区政情報課長 こちら、審査会でも報告義務があるのか否かというような議論があつたため、その確認のため、通常1回で審査会は終了のところを2回確認のうえ、答申案をまとめてございます。

特定教育保育施設等における事故の報告等についてという国からの通知などが出ておりまして、重大事故などについては事故の再発防止のために事後的な検証

に資するように施設事業者からの報告を求めるというようなことを、都道府県等、こちらは都ですね、経由して、国に報告をすることとなっていますけれども、今回の場合は、区が報告書を確認のうえ、軽微ということではございませんけれども、重大案件に至らないものであったため、この情報公開の条例にあてはめても、適正な報告が風評被害を生じる懸念があるなどの判断で、文書 자체を非公開としているということでございます。

○河野委員 ありがとうございます。

○会長 条例のつくり方という点でいきますと、この第6条3号、これが法人情報なんですけれども、基本的には法人に関する情報であって、次に掲げるものは公開してはいけないけれども、それ以外は公開しなさいということになっていて、公開しないものが、公にすることにより当該法人または当該個人の権利、競争上の地位その他、正当な利益を害するおそれがあるとか、ほかに要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであるとか、こういったものは公開しないということになっているわけですが。

実は、その前のところに、ただし書がございまして、ただし人の生命、健康、生活または財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報は除くということですので、このように任意に提供されたもの、かつ、公にしないという条件がついているものであったとしても、そのような条件で提供された資料であったとしても、人の生命、健康、生活、財産を保護するためには、公益上、公表した方が望ましいと言えるときには公表することができるというのが当区の条例のつくり方ですので、この条文の解釈としては、今、河野委員のご指摘があったように、区の判断として公表するということもなし得るという条例の仕組みになっている。

個別の判断として、実施機関としては、今回の場合は公表しないというラインを選ばれ、審査会もそれでよろしいという結論を支持されたということでありますので、条例の構造から行きますと割と標準的な、原則公開で、非公開事例があるけれども、再例外として、非公開だけもやっぱり公開するべきところまで用意するという3段階になっているんですけども、これは割と多くの自治体が採用している原則、例外の整理関係で、その意味では、標準的なものを標準的に運用されたということではないかと思います。

よろしゅうございますか。ほか、いかがでございますか。

どうぞ、寺田委員。

○寺田委員 よろしくお願ひします。

1点、制度のちょっと確認で、この審査会で担われている方々は、どういった方々が選出されているのか、その団体名とか、何か代表的なところでも教えていただければと思います。

あと、もう一点が、今回、請求は棄却されたということではありますけれども、別途、この請求者は行政訴訟なり、何か手立てがあるのか。事前に伺ったら、ないということでしたので、それが条例上の立てつけなのか、法律上の根拠によって、ここの審査会止まりというところなのか、その辺りを教えていただければと思います。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 2点、ご質問ありがとうございます。

初めのご質問、板橋区情報公開及び個人情報保護審査会は、情報公開及び保有個人情報等の開示等の請求に係る決定、これに対する審査請求について、区長の諮問に応じて審査を行う区長の附属機関でございまして、委員は学識経験者5名以内で構成されております。審査会の会議は非公開ということになってございます。

それから2点目でございますけれども、こちらにつきましては審査会の決定、裁決、審査庁としては最終決定ということで通知をしているところでございます。

○会長 これは行服上の審査請求です。というわけで、あくまで審査会が言っているのは区長に対する、事実上の拘束力はあるけどアドバイスなので、アドバイスそれ自体は裁判で争えないけれども、アドバイスに基づいて行った区長の処分は訴訟で争うことができると、そういう流れになります。

○寺田委員 承知しました。ありがとうございます。

○会長 最初のご質問ですけど、これ、名簿は公開されていましたよね、ウェブ上でも。

○区政情報課長 すみません。委員の氏名は公開しております。

○会長 所属等は公開していないと。

○区政情報課長 はい。

○会長 そうですか。分かりました。

寺田委員、よろしゅうございますか。

○寺田委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほか、いかがでございましょう。よろしいですか。

それでは、これは報告案件でございますので、報告として承ったということで済ませたいと存じます。

それでは、本日は以上、審議1件、報告2件でございました。案件は全て終了いたしましたので、これをもって閉会といたします。

最後に、事務局からお願ひいたします。

○区政情報課長 ご審議いただき誠にありがとうございました。

次第に、次回の審議日程を記載しております。来年の3月26日木曜日の1時半からを予定しております。ただし、昨年度もそうだったんですけれども、審議案件の有無によって開催しない場合もございますので、来年の1月中旬までには委員の皆様に、開催の有無を含めてご案内を差し上げます。開催の場合には、年度末で恐縮ですが、ご出席を賜りますように、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は誠にどうもありがとうございました。